

熊野農林事務所管内で森林や自然地の開発行為を行う事業者のみなさまへ

R8.6.1 熊野農林事務所 森林・林業室

熊野農林事務所森林・林業室管内（熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町）での当室が所管する各種法令についてお問い合わせいただく際は、事前に以下の内容のご確認をお願いします。

以下に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）」の認定申請時の添付書類である「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」2. に記載の法令内容の確認方法を例として、当室に関係のある法令について記載しています。

※太陽光発電設備等の名義変更のみで現場での土地の改変行為及び立木の伐採を伴わない場合は、下記法令に基づく届出、許可等は必要ありません。

○森林法に基づく林地開発許可、伐採および伐採後の造林の届出

・地域森林計画対象民有林を森林以外の用途に転用する場合、許可または届出が必要です。

（林地開発許可）

・開発区域が実測で **1.0ha**（太陽光発電設備の場合は **0.5ha**）を超える場合に林地開発許可の対象となります。

※蓄電池設置の場合、太陽光発電設備を伴うものであれば、開発区域が実測で **0.5ha** を超える場合、太陽光発電設備を伴わないものであれば、開発区域が実測で **1.0ha** を超える場合に林地開発許可の対象となります。

参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm>

（伐採および伐採後の造林の届出）

・林地開発許可に該当しない規模であり、また、保安林に指定されていない地域森林計画の対象の民有林において、立木を伐採するときは、届出が必要です。

※伐採を行う 90 日～30 日前までに市町村の長に届出が必要です。

参考：

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>



・地域森林計画対象民有林（森林計画図）の確認については、以下の県HPをご確認ください。

※区域内に小班番号が附されている箇所が、地域森林計画対象民有林となります。

参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm>



○森林法に基づく保安林内立木伐採許可や作業許可

- ・保安林内において、立木の伐採又は土地の形質の変更を行う場合には、許可または届出が必要です。

- ・保安林は地番で指定されています。登記簿の地目が「保安林」となっている場合が多いですが、地番の一部に道路等が通っているなどで部分的に指定されている場合や、明治・大正時代に指定された後に分筆が行われた場合には、地目が「山林」のままになっていることがあります。そのような場合でも保安林に課される制限は適用されますのでご注意ください。

- ・保安林は、保安林に指定された目的が消滅した場合と、土地収用法に係るような重要な公共事業に係る場合以外は解除できません。

- ・以下の県 HP「保安林の照会、保安林内伐採許可や作業許可について」内にあります「保安林所在大字一覧」をご確認いただき、大字の該当がある場合には、同ページの「保安林の照会の申請書」により、巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13081015191.htm>



○自然公園法に基づく行為許可等

【自然公園法】

- ・熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町は、「吉野熊野国立公園」に含まれています。特別地域、普通地域が区分されています。環境省吉野熊野国立公園管理事務所が管理しており、特別地域は許可申請が、普通地域は届出が必要な行為がありますので、環境省吉野熊野国立公園管理事務所（TEL 0735-22-0342）にご確認ください。

- ・参考：環境省 HP(環境アセスメントデータベース EADAS)

<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>



【三重県立自然公園条例】

- ・熊野農林事務所管内には、県立自然公園はありません。

参考：県 HP https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05837001259_00001.htm

○自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可等

- ・ R8. 6. 1 現在、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域は三重県内には該当がありませんが、所管が環境省となりますので巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：環境省 HP <https://www.env.go.jp/nature/hozen/index.html>

○三重県自然環境保全条例に基づく三重県自然環境保全地域内の行為許可等

- ・ 三重県自然環境保全地域内で建築物その他工作物の新增改築や土地の形質変更などの行為を行う場合は、条例に基づく以下の手続きが必要です。
 - ・ 特別地区で開発行為を行う場合は許可が必要です。
(自然環境の保全に支障を及ぼす恐れが少ないこと)
 - ・ 普通地区で開発行為を行う場合は届出が必要です。

- ・ 熊野農林事務所管内には、県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、ありません。

参考：県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/12140000400.htm>

○三重県自然環境保全条例に基づく開発行為の届出

- ・ **1.0ha** 以上の自然地が含まれた開発行為を行う場合には、条例に基づく開発行為届出が必要です。※自然地とは、樹林地、農地、湿地、湖沼等をいいます。

参考：県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm>

○絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可

- ・ R8. 4. 1 現在、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等は三重県内には該当がありませんが、所管が環境省となりますので巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：環境省 HP <https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/list.html>

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可

- ・ 鳥獣保護区の特別保護区内で工作物の新增改築をする場合または同区域内で木竹の伐採をする場合には許可が必要です。

※熊野農林事務所管内の鳥獣保護区の特別保護地区は、熊野市の楯ヶ崎の一部に限られています。

参考：県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/shinrin/hp/mori/000126727.htm>

○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可等

- ・三重県内で一定規模以上の盛土、切土といった土地の形質の変更または一時的な土石の堆積を行う場合、許可または届出が必要です。

※区域指定状況（宅地造成等工事規制区域もしくは特定盛土等規制区域）により規制の規模要件が異なります。

- ・盛土規制法に関する確認については、以下の県 HP 「「宅地造成及び特定盛土規制法」（通称「盛土規制法」）ポータルページ」をご確認いただき、行為内容に該当がある場合には、同ページの「事前相談カード」により、巻末の連絡先まで問い合わせをお願いいたします。

参考：県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm>

また、売買等により森林の土地の所有者が変更される場合には、以下の届出が必要です。

○森林の土地の所有者届出制度

- ・売買や相続等により、新たに地域森林計画対象森林を取得した場合、所有者となった日から **90 日以内**に、取得した土地のある市町の長に届出が必要です。

参考：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

○水源地域内の土地取引の事前届出制度（三重県水源地域の保全に関する条例） |

- ・地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約（※）をしようとする時は、契約予定日の **30 日前まで**に、県農林事務所に届出が必要です。（事前届出）
- ・水源地域は大字単位で指定されており、地域内の地域森林計画対象民有林が対象になります。水源地域の確認については、以下の県 HP「三重県水源地域の保全に関する条例について」内の「水源地域の一覧（大字単位）」をご確認ください。

※売買等の契約については、次の7つの契約を言います。

- ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約

参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/90130000001.htm>

<熊野農林事務所管内 各法令に関する問い合わせ先一覧>

所属	住所	電話番号	メールアドレス
三重県 熊野農林事務所 森林・林業室 林業振興課	〒519-4393 三重県熊野市 井戸町 371	0597-89- 6134	krinshin@pref.mie.lg.jp